

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：木古内町防災ハザードマップ)

木古内町には 2 級河川の木古内川、中野川、佐女川が流れており、そのうち木古内川が氾濫した場合の浸水想定区域は、木古内町防災ハザードマップによると、道道 5 号線及び国道 228 号線沿いの一部の市街地や住宅地が最大 2.0m～5.0mの浸水域とされている。

近年では、令和 3 年 11 月 2 日に発達した低気圧の影響で道南を中心に大雨となり、木古内町では 1 時間あたりの降水量が 136.5 ミリに達し、また、10 分間の降水量では 55.0 ミリを記録し、気象庁の全国観測史上最多となった。この豪雨による人的被害はなかったものの、住家の床上浸水 6 件、床下浸水 7 件の他、物的被害が多数生じている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
新道	浸水想定外	30
本町・木古内前浜・大平	0.0～5.0m 未満	135
札苅・幸連	浸水想定外	17
泉沢・亀川橋呉	浸水想定外	8
釜谷・大釜谷	浸水想定外	4
鶴岡・中野瓜谷・大川	0.0～5.0m 未満	5



(出典：木古内町防災ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、町内の 36 箇所が土砂災害警戒区域として指定されている。

現象別では、土石流 19 箇所、地すべり 1 箇所、急傾斜地の崩壊 16 箇所とされている。

小規模事業者への影響はほぼないものの、急傾斜地の崩壊で道道 605 号線が、土石流の影響で上ノ国町へ抜ける道道 5 号線などが寸断される恐れがあり、対策が必要とされている。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

木古内町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると海溝型地震では「北海道西方沖」、「北海道南西沖」、「青森県西方沖」の地震が想定され、これらの地震ではマグニチュード 7.5～7.8 前後が推定されるが、30 年以内の発生確率はほぼ 0%とされている。また、内陸の活断層で発生する地震としては、「函館平野西縁断層帯」による地震が想定され、マグニチュード 7.0～7.5 程度が推定されるが、30 年以内の発生確率はほぼ 0%～1%となっている。

しかしながら、平成5年の北海道南西沖地震では震度5を記録し、負傷者4名、住家23棟が一部損壊。また、平成30年の胆振東部地震でも震度3の地震が発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
海溝型地震	日本海東縁部	北海道西方沖	7.5前後
		北海道南西沖	7.8前後
		青森県西方沖	7.7前後
内陸の活断層で発生する地震	函館平野西縁断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0%～1%

(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

当町では、これまでも台風や低気圧に伴う暴風雨による数々の風災害に見舞われてきた。特に令和3年の低気圧に伴う豪雨による水害及び土砂災害の発生で、土木及び農業分野については甚大な被害となった。

なお、当町の気候環境は、北海道としては比較的温暖な地域で、最高気温は8月頃で平均25℃前後、最低気温は1月頃で平均-6℃前後となっている。また道南地方としては積雪が多く、特別豪雪地帯に指定されている。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害 (棟)	農業被害 (ha)	土木被害 (ヶ所)	その他の被害	被害総額
H28.8.30	台風	台風10号接近による	住宅一部 損壊37棟	農作物 116ha	河川1ヶ所 道路4ヶ所	農業施設40ヶ所 営農施設3ヶ所 漁港施設1ヶ所 漁業共同利用施設1ヶ所 林地29ヶ所	95,534 千円
H29.9.18	台風	台風18号接近による	—	農地冠水 4ha	—	農業施設1ヶ所 畜産施設1ヶ所 水産施設2ヶ所	9,101 千円
R3.11.2	水害 土砂 災害	低気圧による豪雨 10分間降水量55mm 1時間降水量136.5mm	床上浸水 6棟 床下浸水 7棟	収穫物被 害0.75ha	河川1ヶ所 道路2ヶ所 橋梁1ヶ所	林地1ヶ所 林地3ヶ所 牧草地3ヶ所 農業施設1ヶ所 文教施設4ヶ所 学校施設1ヶ所	109,435 千円

(出典：木古内町総務課災害記録)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 233 人 (独自データ)
- ・ 小規模事業者数 199 人 (独自データ)

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建 設 業	44	43	町内に広く分散
	製 造 業	17	16	〃
	小 売 業	53	45	市街地に集中
	飲 食 業	20	19	〃
	サービス業・その他	99	76	〃

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
防災計画の策定	S40. 10	H31. 4 改訂
防災訓練の実施	R 3. 11	年 1 回実施 (各町内会を対象に実施)
防災備品の備蓄	—	備蓄食料 (3 日分) アルファ化米、長期保存水、毛布、段ボール ベット、パーティションなど
避難所運営マニュアル (新型 コロナ含む) の策定	R 2. 9	

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
感染症防止リーフレット配布	R 2. 10	リーフレット配布 153 部
事業継続計画の周知	R 3. 9	チラシ配布 141 部
損害保険への加入促進	R 3. 9	チラシ配布 141 部
災害復旧貸付制度の周知	年 1 回	施策普及パンフレットにて周知

2 課題

- ・ 緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・ 支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・ 地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。そのため、予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えた

マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知することが必要である。

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
建 設 業	44	43	1	1	1	1	1
製 造 業	17	16	0	1	0	1	0
小 売 業	53	45	1	1	1	1	1
飲 食 業	20	19	1	0	1	0	1
サービス業・その他	99	76	2	2	2	2	2
合 計	233	199	5	5	5	5	5

※策定目標については、洪水による災害リスクが高い本町・木古内・前浜・大平地区の小規模事業者 135 者、並びに鶴岡・中野・瓜谷・大川地区の小規模事業者 5 者の計 140 者を優先支援先と捉え 1 期で 25 者（5 件×5 年）の事業継続力強化計画等の計画策定を支援し、6 期目で全小規模事業者が策定するよう設定した。

- ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年 1 回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年 1 回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年 1 回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年 1 回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価会議に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年 1 回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

木古内町	木古内商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には「常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応すること」を周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と提携している損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	44	43	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	17	16	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
小売業	53	45	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食業	20	19	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
サービス業・その他	99	76	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	233	199	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

- ・町、商工会による事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	木古内町産業経済課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町産業経済課と協議し策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・木古内町災害対策本部の方針に従い、当町産業経済課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～4週間	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

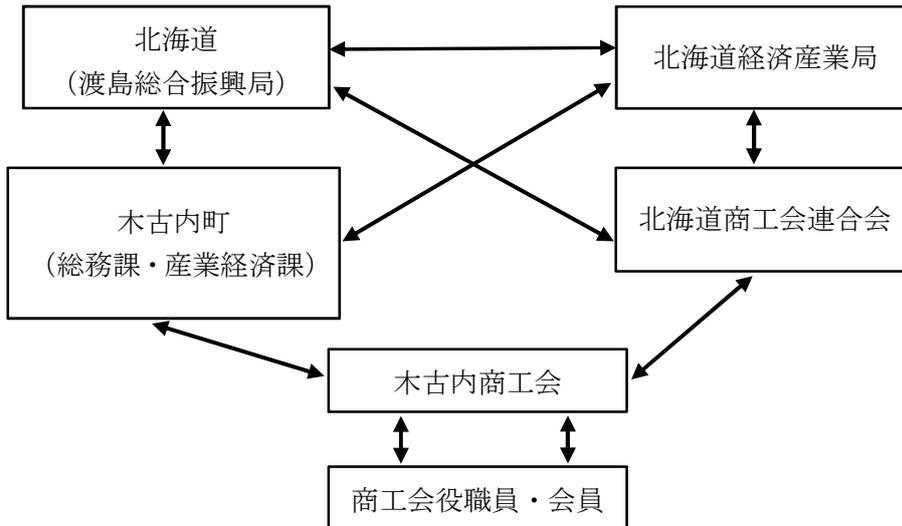
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、渡島総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象とした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

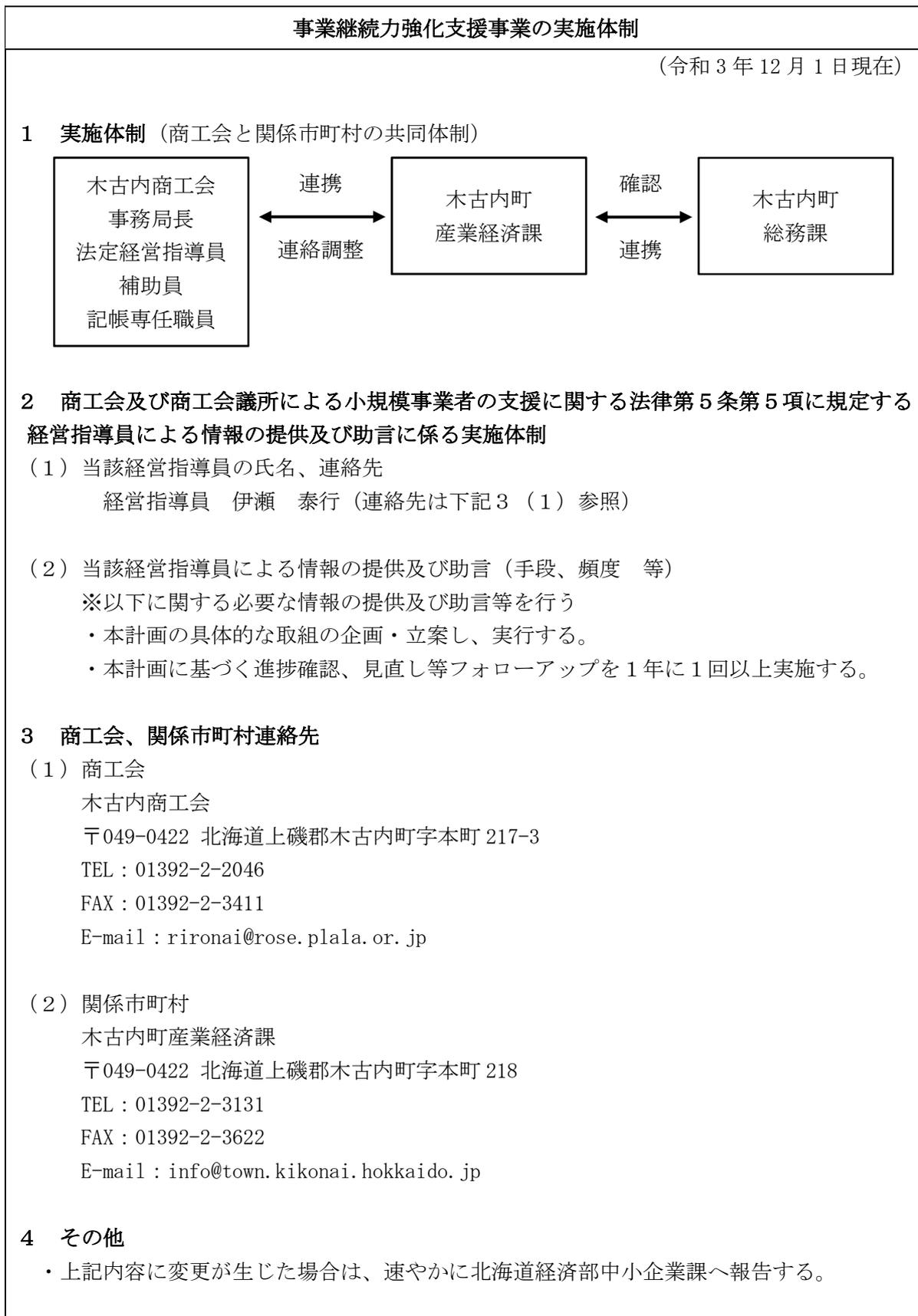
- ・木古内町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、木古内町・木古内商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ その他対策費	30	30	30	30	30

2 調達方法

調達方法
会費収入、木古内町補助金、道補助金、事業収入等